

# 7月10日に第21回行田市農業委員会委員一般選挙が行われます

農業委員会委員一般選挙は、農業委員会委員の任期が7月19日で満了となるために行われるもので、選挙は市議会議員選挙に準じて実施されます。ここでは、農業委員会および農業委員会委員一般選挙の概要についてお知らせします。

## 農業委員会

農業委員会は、農業全般にわたる諸問題を農業者の創意と自主的努力によって総合的に解決していくことを目的として各市町村に設置されています。農業委員会は、農業者の代表である農業委員で構成され、国・県・市から独立した行政委員会です。

### (1) 農業委員会の主な業務

①農地の権利移動 ②農地の転用 ③農地の賃貸借 ④農業者年金の諸手続

### (2) 農業委員の主な役割

①農業の担い手育成と後継者の確保 ②農業者年金制度の普及・定着に向けた加入促進 ③農用地の利用集積と集団化の促進

### (3) 農業委員会の委員構成

選挙による委員の定数は18人となっており、市長の選任による委員4人（市議会から推薦された学識経験者）と農業協同組合、土地改良区および農業共済組合から推薦された理事各1人を加えた計25人の委員で構成されます。

## 農業委員会委員一般選挙

### (1) 立候補の方法

立候補には自ら立候補を行う方法(本人届出)と候補者本人の承諾を得て行う方法(推薦届出)があります。いずれも文書で立候補届出を行わなければなりません。

### (2) 立候補の届出および辞退の届出の日時 7月3日(日)午前8時30分～午後5時

### (3) 立候補の制限

選挙管理委員会の委員および職員、投票管理者、開票管理者および選挙長など選挙事務関係者は、現職のまま関係区域内における候補者となることはできません。裁判官、検察官、会計検査院の検査官、警察官、公安委員会の委員、一般職の国家公務員も候補者となることはできません。

### (4) 選挙権と投票方法

選挙権を有する方は、「農業委員会委員選挙人名簿」に登録されている方です。定数を超えた立候補者があり、選挙が行われる場合には、選挙人名簿に登録されている方へ選挙管理委員会から投票所入場券が送付されます。投票所入場券に記載された投票所で投票を行ってください。

なお、入場券を紛失したときなどは、投票日当日、身分証明書(住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証)を持参のうえ、投票所の係員に申し出てください。

### (5) 投票時間 午前7時～午後8時(ただし、各選挙区における候補者の数が、その選挙区の定数を超えないときは、その選挙区において投票は行いません。)

### (6) 選挙区・投票区・投票所など

選挙区	投票区	投票所	区域	定数
第1選挙区	第1投票区	市役所(仮設)	大字忍、本丸、忍1・2丁目、天満、城南(旧大字持田を除く)、矢場1・2丁目、城西1丁目、城西2丁目(旧大字持田を除く)、城西3丁目(旧大字持田を除く)、行田、中央、宮本、大字佐間、佐間1・2・3丁目、向町、旭町、緑町	3人
	第2投票区	星河公民館	大字斎条、大字和田、大字谷郷、谷郷1・2・3丁目、柴町	
	第3投票区	星宮公民館	大字上池守、大字下池守、大字皿尾、大字中里、大字小敷田	
第2選挙区	第1投票区	荒木公民館	大字荒木、大字小見、大字白川戸	6人
	第2投票区	須加公民館	大字須加、大字下中条	
	第3投票区	北河原公民館	大字北河原、大字酒巻	
	第4投票区	南河原公民館	大字南河原、大字犬塚、大字馬見塚、大字中江袋	
第3選挙区	第1投票区	長野公民館	桜町1・2・3丁目、大字長野、長野1・2・3・4・5丁目、富士見町1・2丁目	4人
	第2投票区	太田公民館	大字若小玉、藤原町1・2・3丁目、大字下須戸、大字小針	
	第3投票区	地域文化センター	大字藤間、大字関根、大字真名板	
第4選挙区	第1投票区	埼玉公民館	大字埼玉、大字渡柳、大字利田	5人
	第2投票区	野文化センター	大字野	
	第3投票区	下忍公民館	大字下忍、大字堤根、大字樋上	
	第4投票区	太井公民館	大字棚田、棚田町1・2・3丁目、深水町、門井町1・2・3丁目、押上町、壺里山町、清水町、西新町	
	第5投票区	持田公民館	大字前谷、大字持田、持田1・2・3・4・5丁目、駒形1・2丁目、城西3丁目(旧大字忍を除く)、城西4・5丁目	
合計				18人

### (7) 開票および選挙会の日時・場所 7月10日(日)午後9時(ただし、無投票の場合は午前10時から市役所内で行います。)

## 期日前投票

投票日当日に仕事や冠婚葬祭、病気がけが、妊娠などの理由で投票所へ行くことができない方は、投票日の前に投票することができます。

### (1) 投票期間 7月4日(月)～9日(土)

### (2) 投票時間 午前8時30分～午後8時(ただし、各選挙区における候補者の数が、その選挙区の定数を超えないときは、その選挙区において投票は行いません。)

### (3) 投票場所 期日前投票所(市役所敷地内) ※全投票区共通

▶問い合わせ 選挙管理委員会(内線219)、農業委員会事務局(内線390・391)